

議案第 79 号

京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例の一部改正について

京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 2 年 6 月 12 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

子育て支援医療費の助成対象者として、市民税非課税世帯に属する保護者に扶養されている 22 歳に達した日以後最初に到来する 3 月 31 日までの間にある者のうち、大学その他の規則で定める教育施設に在学している者を追加するものである。

(別紙)

京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例（平成29年京丹後市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「本市に住所を有し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある医療保険各法の加入者である者をいう。」を「医療保険各法の加入者であって、次のいずれかに該当する者とする。」に改め、同号に次のように加える。

ア 本市に住所を有し、18歳に達する日以後最初に到来する3月31日までの間にある者

イ 18歳に達する日以後最初に到来する4月1日から22歳に達する日以後最初に到来する3月31日までの間にある者
で大学その他規則で定める教育施設に在学している者のうち、当該年度の市民税非課税世帯に属する保護者に扶養されている者（本市に住所を有しない者を含む。以下「大学生等」という。）

第5条ただし書中「18歳」を「22歳」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(受給資格の認定)

第5条の2 第2条第1号イの子どもに係る子育て支援医療費の助成を受けようとする保護者は、規則で定めるところにより、市長に対し、受給資格の認定の申請を行い、認定を受けなければならない。

第14条を第17条とし、第10条から第13条までを3条ずつ繰り下げ、第9条の次に次の3条を加える。

(受給者証の交付等に関する調査)

第10条 市長は、第5条に規定する受給者証の交付又は第5条の2に規定する受給資格の認定に関して必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提示若しくは出頭を求め、又は質問することができる。

(報告等)

第11条 市長は、医療費の給付及び助成をするに当たって必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は質問することができる。

(助成の制限)

第12条 市長は、医療費の給付及び助成を受ける保護者が正当な理由なく、前条の規定による命令に従わず、又は同条の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、医療費の給付及び助成の全部又は一部を行わないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例の規定は、令和2年8月1日以後の受診に係る医療費分から適用し、同日前の受診に係る医療費分については、なお従前の例による。

京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例(平成29年京丹後市条例第16号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例 平成29年3月30日 条例第16号</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども <u>本市に住所を有し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある医療保険各法の加入者である者をいう。</u></p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>第3条～第4条 (略) (受給者証の交付)</p> <p>第5条 保護者は、規則で定めるところにより子育て支援医療費の給付及び助成に係る子どもに対して受給者証の交付を受けなければならない。ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもについてはこれを交付しない。</p>	<p>京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例 平成29年3月30日 条例第16号</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども <u>医療保険各法の加入者であって、次のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p><u>ア 本市に住所を有し、18歳に達する日以後最初に到来する3月31日までの間にある者</u></p> <p><u>イ 18歳に達する日以後最初に到来する4月1日から22歳に達する日以後最初に到来する3月31日までの間にある者で大学その他規則で定める教育施設に在学している者のうち、当該年度の市民税非課税世帯に属する保護者に扶養されている者(本市に住所を有しない者を含む。以下「大学生等」という。)</u></p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>第3条～第4条 (略) (受給者証の交付)</p> <p>第5条 保護者は、規則で定めるところにより子育て支援医療費の給付及び助成に係る子どもに対して受給者証の交付を受けなければならない。ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から<u>22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもについてはこれを交付しない。</p> <p><u>(受給資格の認定)</u></p> <p><u>第5条の2 第2条第1号イの子どもに係る子育て支援医療費の助成を受けようとする保護者は、規則で定めるところにより、市長に対し、受給資格の認定の申請を行い、認定を受けなければならない。</u></p>

現行	改正案
<p>(給付の方法) 第6条～第8条 (略) (受給者証の返還) 第9条 (略)</p> <p>第10条～第14条 (略)</p>	<p>(給付の方法) 第6条～第8条 (略) (受給者証の返還) 第9条 (略) (受給者証の交付等に関する調査) <u>第10条 市長は、第5条に規定する受給者証の交付又は第5条の2に規定する受給資格の認定に関して必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提示若しくは出頭を求め、又は質問することができる。</u> (報告等) <u>第11条 市長は、医療費の給付及び助成をするに当たって必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は質問することができる。</u> (助成の制限) <u>第12条 市長は、医療費の給付及び助成を受ける保護者が正当な理由なく、前条の規定による命令に従わず、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、医療費の給付及び助成の全部又は一部を行わないことができる。</u> 第13条～第17条 (略) <u>附 則</u> (施行期日) <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> (経過措置) <u>2 この条例による改正後の京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例の規定は、令和2年8月1日以後の受診に係る医療費分から適用し、同日前の受診に係る医療費分については、なお従前の例による。</u></p>

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 2 年 6 月 定例会

議案の 件 名	議案第79号 京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する 条例の一部を改正する条例	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ 条例 その他（ ）
------------	---	------------	-------------------------------

<<政策等の概要>> 子育て家庭への経済的支援として、子育て支援医療費助成の対象者に、市民税非課税世帯に属する保護者に扶養され、大学等に在学する22歳に達した日以後最初に到来する3月31日までの間にある者を追加するものである。	<<市民参加の状況>> 有 ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）					
	<<財源措置の状況>> （単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入） （単位：千円）					
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
<<政策等の必要性>> 子育て支援医療の対象者は、現在、高校生卒業年齢までとしていることから、大学等への進学に伴い、多額の学費に加え医療費についても大きな負担となっている。このため、市民税非課税世帯の保護者に扶養される大学生等にかかる医療費を支援し、必要な医療を受けやすくすることによって、安心して進学できる環境を整える必要がある。	<<将来にわたる効果及び経費の状況>> 大学生等を扶養する市民税非課税世帯に属する保護者への経済的負担の軽減					
<<提案に至るまでの経緯>>	<<総合計画等の整合>>					
	総合計画 計画項目	25	子育て支援の総合的な推進			
	○その他の計画(該当する場合のみ)					
	計画名称					
	策定年度					
	計画期間					
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
<<政策等の実施時期>> この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） 改正後の京丹後市子育て支援医療費の給付及び助成に関する条例の規定は令和2年8月1日以降の受診に係る医療費分について適用し、同日前の受診に係る医療費分については、なお従前の例による。	市民環境部	保険事業課	有 無			